

平成26年度発生災害復旧工事発注における主任技術者等兼務運用基準

平成26年11月12日決裁

『平成26年度発生災害復旧工事』の発生件数が多く、技術者や現場代理人の配置が困難になることが懸念される。

このことから三次市においても対応を検討した結果、事業の円滑な執行と業者の入札参加を促すため、平成26年度発生災害復旧工事に限り運用基準を下記のとおり定める。

記

1 配置技術者の兼務制限の緩和

三次市が発注する平成26年度に発生した災害復旧工事に限り、配置技術者が兼務できる工事を5件（通常工事は3件）まで認める。（すべての工事の税込請負代金額が2,500万円未満の工事に限る。）

2 現場代理人の兼務

三次市が発注する工事において、現場を概ね10分以内で移動可能な場合は、3件まで現場代理人の兼務を認める。（工事発注者（工事担当部局）の許可を有する。申請書等は県様式を代用する。）

ただし、災害復旧工事については兼務する工事の件数制限から除外する。

3 随意契約

三次市が発注する平成26年度に発生した災害復旧工事に限り、税込予定価格250万円を超えない工事については随意契約とすることができる。（随意契約理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定によるものとする。）

※ 1 2については他自治体発注の工事を件数に含めることとし、その証明は各自治体が兼務を承認したことを証する書面を提出することで確認する。

※ 現場代理人及び主任技術者等指名届提出において、虚偽の届け出をしたことが判明した場合はその時点から速やかに指名除外等必要な措置を講じるものとする。

※ 1 2についての運用は一般競争入札での契約について適用するものとする。